

誰も自殺に追い込まれることのない

いのち支えあう

南陽市自殺対策計画

(第2期)

令和7年度～令和11年度



令和7年3月



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の数値目標.....	2
第2章 南陽市における自殺の現状	4
1 統計データからみる自殺の現状.....	4
2 南陽市における自殺の特徴.....	6
3 参考資料.....	7
第3章 第1期計画の進捗状況、評価と課題	9
1 数値目標の現況.....	9
2 施策の取組みの評価と課題.....	9
第4章 南陽市における自殺対策の取組み	12
1 自殺対策の基本理念.....	12
2 自殺対策基本方針.....	12
3 施策の体系.....	12
4 基本施策.....	13
5 重点施策.....	17
第5章 自殺対策の推進体制	23
1 推進体制.....	23
2 推進主体の基本的な役割.....	23
第6章 資料	25
1 南陽市における相談窓口一覧.....	25
2 南陽市自殺対策推進本部設置要綱.....	28
3 自殺対策推進本部.....	29

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者は、平成10年に急増して以来、毎年3万人を超える深刻な状況が続きました。この状況に対処し、自殺対策の強化を図るため、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、国を挙げて自殺対策を推進しました。平成21年には、国が先導して地域自殺対策緊急強化基金を造成し、地域における自殺対策を積極的に推進することによって、自殺者数の年次推移は減少傾向に転じるなど着実な成果をあげてきました。

しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向にあります。

また、自殺者数も毎年2万人を超え、人口10万人当たりの自殺による死亡率（※以下「自殺死亡率」という。）は、G7諸国の中で最も高く、非常事態はいまだ続いています。

山形県の自殺者数は、平成18年の381人をピークに年々減少傾向にあり、令和2年には180人まで減少しましたが、令和3年には211人と増加しました。その後は、減少傾向がみられ、令和5年は、総数、男性、女性全てにおいて自殺死亡率が全国値を下回っています。

本市では、平成28年の自殺対策基本法改正を受け、本市の自殺対策に関する現状と課題、施策の方向性を明確にし、関係機関等が一体となって“生きることの包括的な支援”としての自殺対策を推進するため、令和2年3月に「いのち支えあう南陽市自殺対策計画」を策定し、『誰も自殺に追い込まれることのないいのち支えあう南陽市』を目指し自殺対策に取り組んできました。

本市の自殺者数は、年により増減を繰り返しており、令和元年～令和5年の自殺者数は23人となっています。特に、令和元年と令和4年には全国、県の自殺死亡率を上回りました。

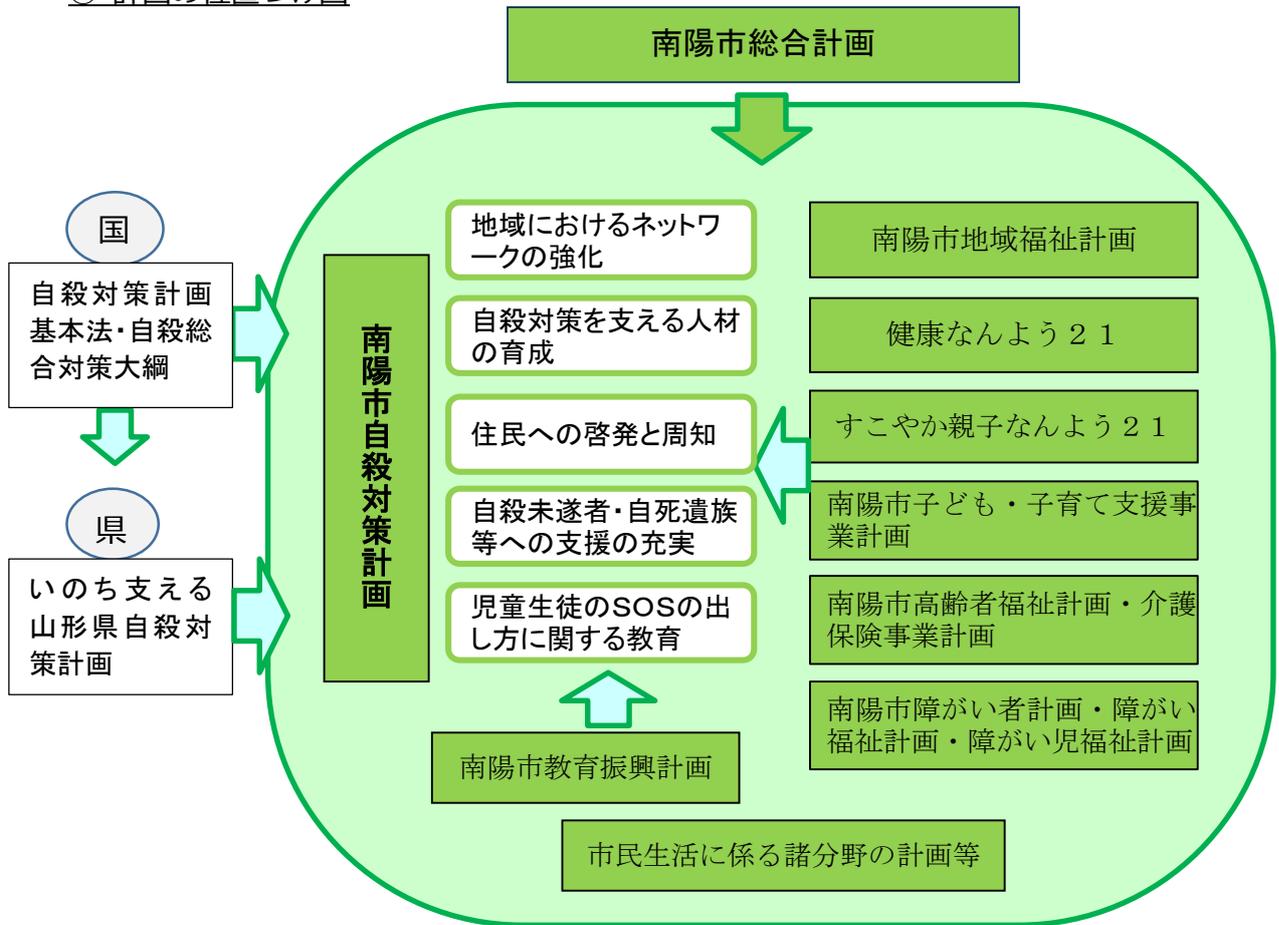
第2期計画では、本市における自殺の現状を把握するとともに、第1期計画の評価や課題の洗い出しを行い、令和4年に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえた、第2期いのち支えあう南陽市自殺対策計画を策定し、引き続き、保健・医療・福祉・教育・労働等の各関係機関、民間団体、企業等、地域社会が一体となって『誰も自殺に追い込まれることのないいのち支えあう南陽市』を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村対策計画」として策定します。

また、市政運営の基本方針となる「南陽市総合計画」に基づき、行政で推進すべき施策の方向性を示すとともに、「南陽市地域福祉計画」「健康なんよう21」「すこやか親子なんよう21」「南陽市子ども・子育て支援事業計画」「南陽市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「南陽市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等との調和と市民生活に係る諸分野の計画等との連携を図ります

◎ 計画の位置づけ図



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の数値目標

『誰も自殺に追い込まれることのないいのち支えあう南陽市』を目指して取り組みます。

国の自殺総合対策大綱では、自殺対策の数値目標として「令和8年までに自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を、平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とする。」と定めています。

本市の第1期計画では、実施開始の令和2年から、国の自殺総合対策大綱で最終目標年とする令和8年までの7年間で30%を均等に減少させる(30%÷7年=1年あたり4.3%減)計画としました。

これを踏まえ、第2期計画においても、第1期計画の数値目標である、「自殺死亡率を令和8年までに、平成27年と比べて30%以上減少させる」との目標を引き継ぐとともに、令和9年以降はその目標の維持を目指します。

〈本計画における目標〉

	第1期計 画策定時	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
自殺 死亡率	20.7	16.2	15.3	14.5	14.5	14.5	14.5
比 率	100%	78.5%	74.2%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%

人口動態統計（人口10万人対の自殺者数）

なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」によると、令和12年には、本市の人口は26,419人になると見込まれており、目標を達成するためには、自殺者数は年間で3人以内に留める必要があります。

※ 自殺死亡率 = 人口10万人当たりの自殺者数

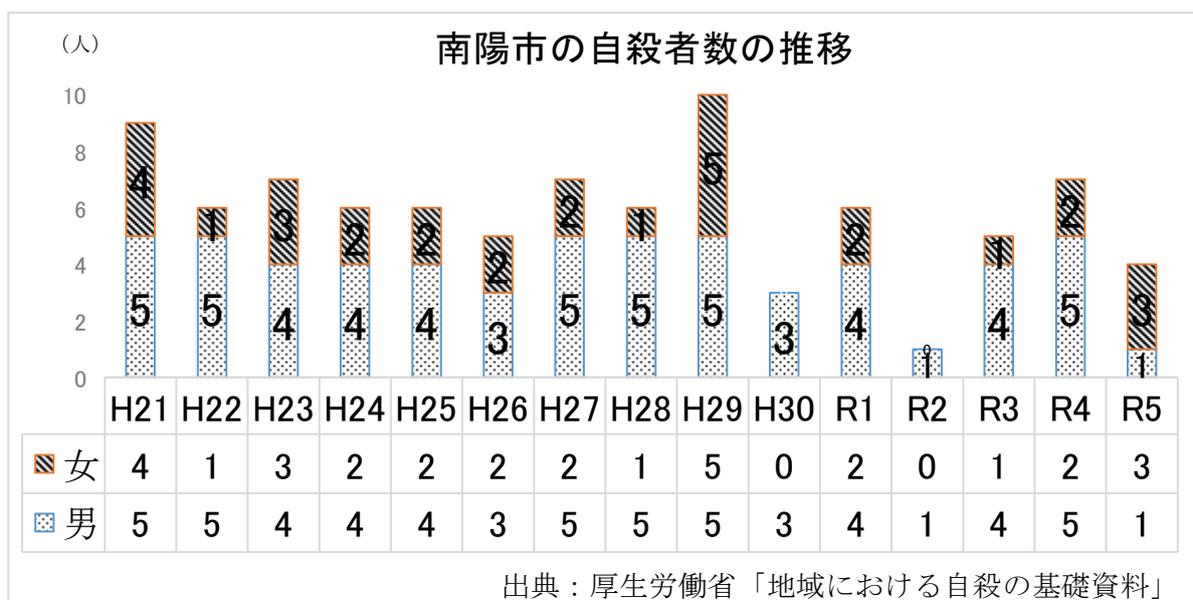
自殺死亡率 = $\frac{\text{年間の自殺死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$

第2章 南陽市における自殺の現状

1 統計データからみる自殺の現状

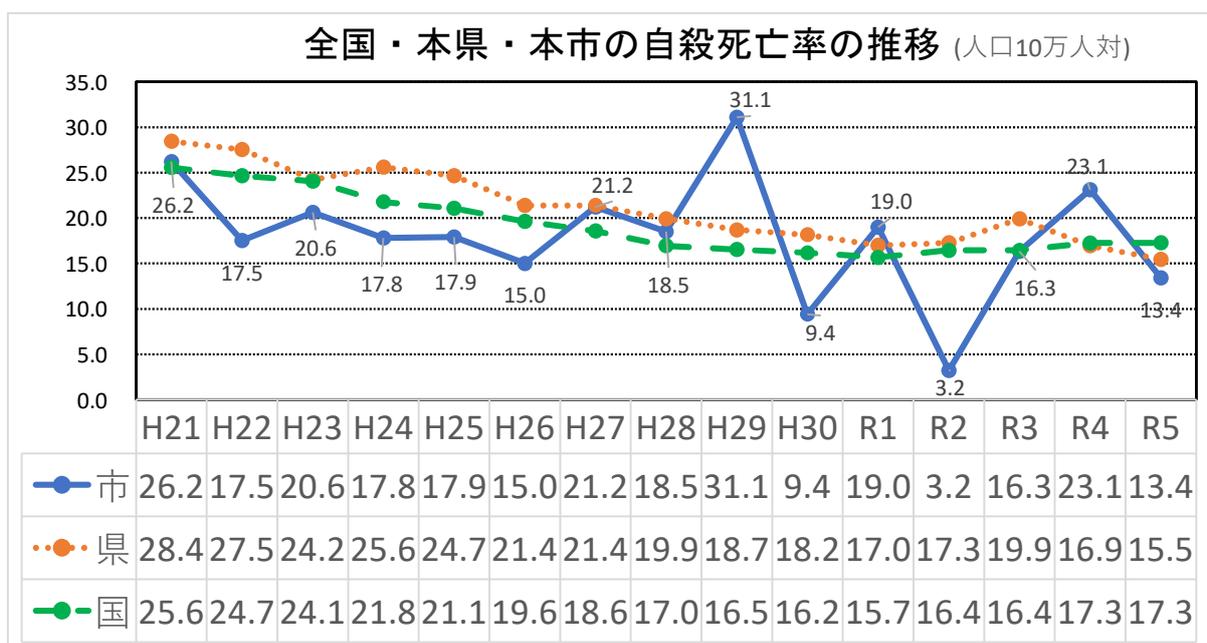
(1) 自殺者数の推移

南陽市の自殺者数は、15年間で平成29年が最多であり、その後は増減を繰り返しており、令和元年～令和5年の合計は男性15人、女性8人です。また、その男女比は、男性65%、女性35%、男性が女性の約2倍となっており男性の自殺者数が多い傾向がみられます。



(2) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、全国、県においては減少傾向がみられます。本市においては、自殺者が6人を超えると国、県よりも高くなる状況です。これは、3万人の人口規模の自治体では、1人の自殺者の自殺死亡率への影響は3.3と大きいからです。

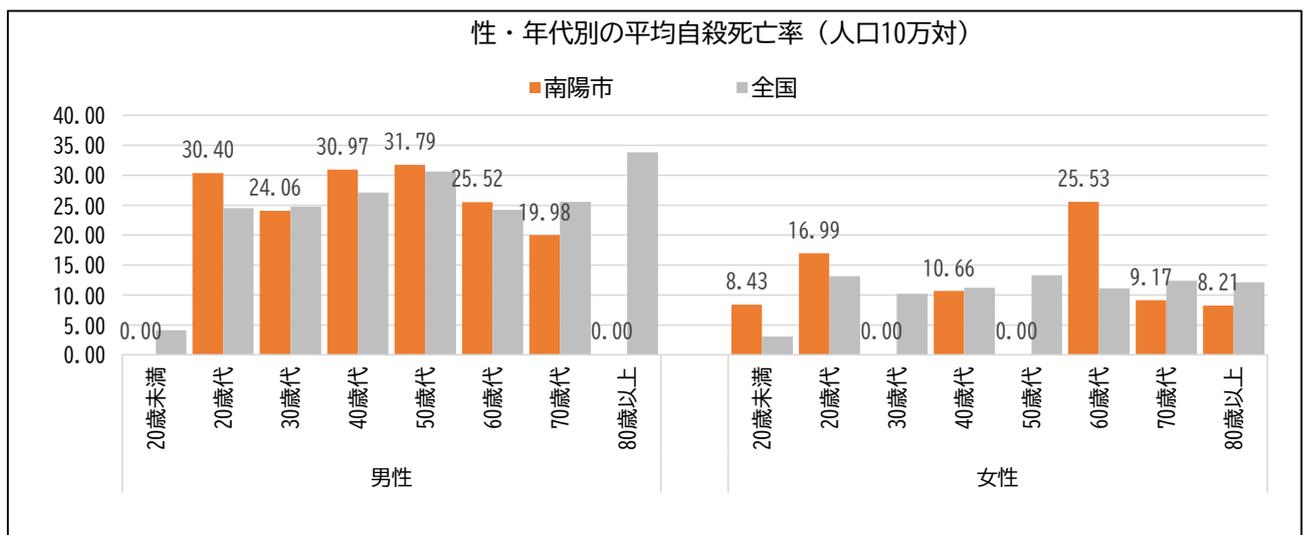
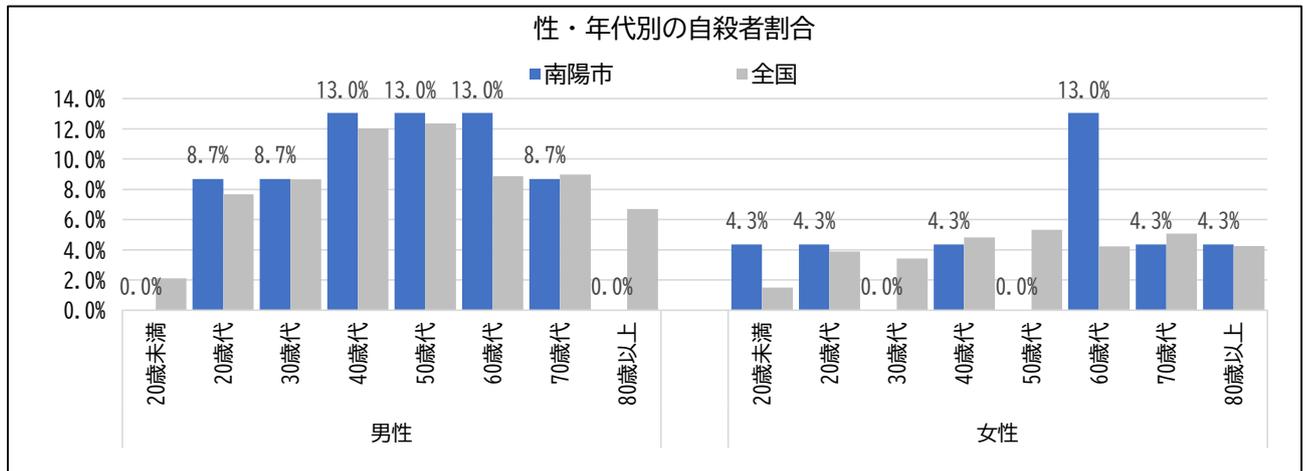


(3) 性別・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率（令和元年～5年合計）

男女比は、男性が女性の約2倍となっています。

年代別の割合では、男性の40代から60代で男性全体の4割を占め、女性は60代の割合が高くなっています。

年代別の死亡率においても、同様の傾向がみられます。



出典：地域自殺実態プロフィール 2024

(4) 職業別の自殺の内訳（令和元年～5年合計）

有職者に比べ無職者の割合が高くなっています。無職者には学生、年金・雇用保険等生活者が含まれています。

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	8人	34.8%	39.5%
無職	15人	65.2%	60.5%
合計	23人	100%	100%

出典：地域自殺実態プロフィール 2024

2 南陽市における自殺の特徴

いのち支える自殺対策センター（以下、JSCP）が作成した「地域自殺実態プロフィール（2024）」では、過去5年間の自殺者を性別・年齢階級（成人3区分）・就業の有無別・同居人の有無別で区分し、南陽市の主な自殺の特徴として次のとおり示しています。

主な自殺の特徴（令和元年～5年合計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位：女性60歳以上 無職同居	4人	17.4%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位：男性40～59歳 無職同居	4人	13.0%	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺
3位：男性20～39歳 有職同居	2人	8.7%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態 →自殺
4位：男性60歳以上 無職同居	2人	8.7%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
5位：男性40～59歳 有職同居	2人	8.7%	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- ・自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。
- ・「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

出典：地域自殺実態プロフィール2024

3 参考資料

年齢階級別、職業別自殺者数（全国）

職業別		年齢階級別									合計	
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳		
合計	計	810	2,521	2,587	3,625	4,194	2,798	2,901	2,370	31	21,837	
	男	431	1,599	1,883	2,665	2,939	1,931	1,910	1,479	25	14,862	
	女	379	922	704	960	1,255	867	991	891	6	6,975	
有職者	計	95	1,377	1,579	2,089	2,158	1,021	428	111	0	8,858	
	男	57	919	1,263	1,743	1,766	860	360	95	0	7,063	
	女	38	458	316	346	392	161	68	16	0	1,795	
無職	学生・生徒等	計	629	382	7	0	1	0	0	0	0	1,019
		男	330	238	3	0	1	0	0	0	0	572
		女	299	144	4	0	0	0	0	0	0	447
	無職者	計	82	706	930	1,436	1,915	1,708	2,438	2,251	0	11,466
		男	43	409	560	832	1,071	1,012	1,522	1,378	0	6,827
		女	39	297	370	604	844	696	916	873	0	4,639
	主婦・主夫	計	0	29	97	202	335	226	119	50	0	1,058
		男	0	0	3	2	2	3	6	2	0	18
		女	0	29	94	200	333	223	113	48	0	1,040
	失業者	計	5	135	205	286	336	138	31	5	0	1,141
		男	3	89	161	224	273	117	29	5	0	901
		女	2	46	44	62	63	21	2	0	0	240
	年金・雇用保険等受給者	計	4	74	155	260	379	898	2,015	2,012	0	5,797
		男	0	40	81	143	229	582	1,291	1,258	0	3,624
		女	4	34	74	117	150	316	724	754	0	2,173
	その他	計	73	468	473	688	865	446	273	184	0	3,470
		男	40	280	315	463	567	310	196	113	0	2,284
		女	33	188	158	225	298	136	77	71	0	1,186
不詳	計	4	56	71	100	120	69	35	8	31	494	
	男	1	33	57	90	101	59	28	6	25	400	
	女	3	23	14	10	19	10	7	2	6	94	

※ 「その他」は、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」、「その他の無職者」等を足し合わせたもの。

年齢階級別原因・動機（全国）

原因・動機		年齢階級別								合計	
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～		
家庭問題	計	155	358	574	891	1,000	547	599	584	0	4,708
	男	82	196	377	580	605	315	369	353	0	2,877
	女	73	162	197	311	395	232	230	231	0	1,831
健康問題	計	263	1,005	1,130	1,682	2,179	1,783	2,310	2,051	0	12,403
	男	103	473	673	1,008	1,235	1,036	1,440	1,256	0	7,224
	女	160	532	457	674	944	747	870	795	0	5,179
経済・生活問題	計	32	531	771	1,122	1,338	848	434	103	2	5,181
	男	19	427	689	1,016	1,194	736	360	65	2	4,508
	女	13	104	82	106	144	112	74	38	0	673
勤務問題	計	29	491	547	765	735	229	69	10	0	2,875
	男	23	380	460	666	649	200	64	9	0	2,451
	女	6	111	87	99	86	29	5	1	0	424
交際問題	計	70	358	187	133	82	27	15	5	0	877
	男	29	206	126	90	48	24	8	5	0	536
	女	41	152	61	43	34	3	7	0	0	341
学校問題	計	326	195	3	0	0	0	0	0	0	524
	男	201	137	2	0	0	0	0	0	0	340
	女	125	58	1	0	0	0	0	0	0	184
その他	計	106	246	216	256	322	200	229	201	0	1,776
	男	63	168	160	199	242	145	151	116	0	1,244
	女	43	78	56	57	80	55	78	85	0	532

※ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

※ 自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

出典：厚生労働省「令和5年中における自殺の状況」

死因順位別にみた山形県 年齢階級別死亡数・構成割合（平成30年～令和4年）

年齢階級	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
10～19歳	自殺	49%	悪性新生物	12%	心疾患	9%
20～29歳	自殺	47%	悪性新生物	12%	不慮の事故	11%
30～39歳	自殺	31%	悪性新生物	21%	心疾患	10%
40～49歳	悪性新生物	31%	自殺	16%	心疾患	14%
50～59歳	悪性新生物	40%	心疾患	15%	脳血管疾患	8%
60～69歳	悪性新生物	46%	心疾患	14%	脳血管疾患	7%
70～79歳	悪性新生物	40%	心疾患	14%	脳血管疾患	8%
80～89歳	悪性新生物	25%	心疾患	15%	脳血管疾患	10%
90～99歳	老衰	23%	心疾患	17%	悪性新生物	13%
100歳～	老衰	45%	心疾患	14%	脳血管疾患	8%

出典：地域自殺実態プロフィール 2024

第3章 第1期計画の進捗状況、評価と課題

1 数値目標の現況

第1期計画では、「令和2年～令和6年の自殺死亡率の平均を16.2とする」としていましたが、令和2年～令和5年の自殺死亡率の平均は18.5であり、現時点では目標達成していない状況にあります。

これは、新型コロナウイルス感染症が拡大している時期の令和4年の自殺死亡率が23.1と高くなったことが大きく影響しているものと考えられます。

	計画策定時の現状 (令和元年) ※	目標計画最終年次 (令和6年)	現況 (令和6年) ※
自殺死亡率	20.7	16.2	18.5
減少率		21.7%	10.6%

※数値の考え方

自殺死亡率は、令和元年は平成25年～平成29年の平均値であり、令和6年は令和元年～令和5年の平均値とします。

2 施策の取組みの評価と課題

第1期計画においては、「誰も自殺に追い込まれることのないいのちを支えあう南陽市」を基本理念として、4つの基本方針を掲げ、取組みを進めてきました。

また、年代の特徴に応じた取組を推進するため、ライフステージを「妊産婦・こども」「思春期・青年期」「壮年期」「高齢期」と4つに分類し、その中で「壮年期」「高齢期」を特に重点的に取り組む必要のあるステージと設定し自殺対策を推進してきました。

基本方針	施策 主な推進機関	主な取組みと評価・課題
市民一人ひとりが、いのちとところを大切にす取組みの充実	周知啓発 総務課 総合防災課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防についての啓発用パンフレット作成、配布し、市民への周知を図りました。 自殺予防月間等に合わせた情報発信を市報や市のHP、庁舎1階デジタルサイネージで実施し、市民に分かりやすい周知に取り組むことができました。 東日本大震災避難者に対し、社会福祉協議会の協力を得て戸別訪問やチラシ配布を実施し情報提供と同時に悩み事等を聞き取りできました。
	うつ病やセルフケア、相談窓口の情報発信 市民課 福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民相談や福祉相談等、各種相談の窓口を市報や市のHP、SNSを活用し情報発信することができました。 生活困窮者相談については、コロナ禍の期間は増加傾向にあったが、令和5年度以降は減少傾向にあり、経済情勢に合わせて対応できています。 令和5年度から新たに「SOSの出し方・受け止め方教育事業」を実施しており、授業を通じて生徒間での

	すこやか子育て課 学校教育課	助け合い行動の増加や援助希求行動について啓発できました。
地域で「気づき・つなぎ・見守る」人を育成する	ゲートキーパーの養成講座 福祉課 すこやか子育て課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向け講座を令和3年に実施し、95人受講 ・事業者向け講座を令和4年度と5年度に実施し、49人受講 ・市職員向け講座を令和3年度から毎年実施しています。 ・様々な形式での研修を実施、気づき見守る人材を育成することができました。
いのち支え合う取り組みの充実	ライフステージに合わせた取り組み 【重点ステージ】 「壮年期」 「高齢期」	<ul style="list-style-type: none"> ・青年期において、令和6年度から就労準備支援事業を開始、就労困難者を一般就労へ繋ぐための必要な支援となっています。 ・生活困窮の状態から早期脱却するため、包括的な支援対策として、社会福祉協議会と連携をし、継続的に相談支援を実施し、相談者に応じた支援をしています。 ・高齢期において、介護予防教室や地域サロン等の交流の場を創出しており、閉じこもり防止につながっています。 ・どのライフステージにおいても、相談者の状況に応じて各種相談窓口において随時対応しており、自殺の未然防止が図られました。
庁内関係機関とのネットワーク体制の強化	庁内ネットワークの整備 福祉課 関係課	・各課で実施している施策の進捗状況を確認し、総合的な自殺対策を推進しています。自殺対策は、保健、医療、福祉、労働その他様々な分野の連携することが求められるため、自殺対策の視点を持った取り組みを進めていく必要があります。
	職員の資質向上、セルフケア 総務課	・関係者が自殺対策について正しく理解できるよう職員を対象にメンタルヘルス研修を実施し、理解を深めました。
	関係機関とのネットワーク 福祉課	・置賜定住自立圏域の連携により講演会や担当者会議を開催し、情報交換により事業推進が図られました。

【第1期計画の目標と実績】

施策	取組み	計画策定時	目標値等	実績
周知啓発	リーフレット等啓発物の作成	未実施	令和2年度から2年ごとに作成	令和2年度、4年度、6年度作成配布
	自殺予防月間等に合わせた情報発信	市報掲載	令和2年度に市HPを開設	市HPに相談窓口掲載
受診率向上	特定健康診査	40.9%	60%	44.7% (R5)
	胃がん検診	23.4%	60%	21.3% (R5)
	大腸がん検診	35.2%		35.9% (R5)
	肺がん検診	35.9%	50%	35.9% (R5)
	子宮頸がん検診	20.0%		43.1% (R5)
	乳がん検診	29.8%	60%	48.3% (R5)
ゲートキーパーの養成講座	市民向けの養成講座開催	未実施	年1回継続実施	令和2年度はコロナのため中止 令和3年度より市民又は事業者を対象に実施
	職員対象の養成講座開催	未実施	目標年次まで、全職員が受講	全職員対象にオンライン、eラーニング研修実施 令和4年度より新採職員研修実施
ライフステージ全般	各課における事業の推進		事業の継続実施 状況把握、新規事業の検討	ひきこもり相談支援事業、若者サポート相談、若者の居場所づくり事業を新たに実施
庁内・関係機関とのネットワーク体制の強化	南陽市自殺対策推進本部の開催	令和元年度設置	年1回開催	隔年開催
	定住自立圏構想における自殺対策担当者会議	令和元年度から実施	年1回継続実施	継続実施

第4章 南陽市における自殺対策の取組み

1 自殺対策の基本理念

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう南陽市

第1期計画の理念を継続し、市民一人ひとりが、自分自身と地域（まわり）の人を大切に
する行動を通して、いのちを支えあい、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指
します。

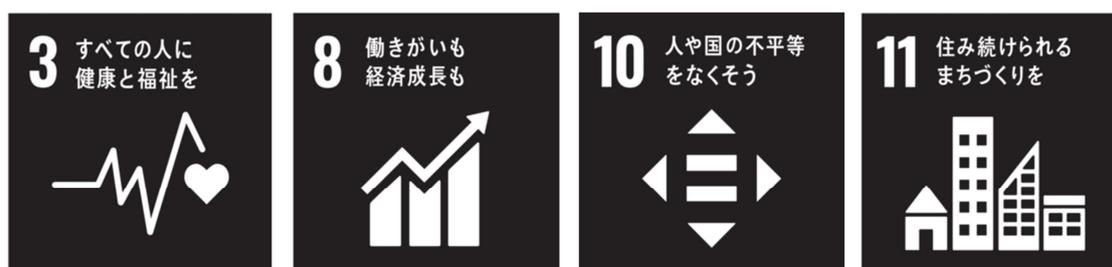
2 自殺対策基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえ、以下の6点を基本方針とします。

- (1) 生きることの包括的な支援としての推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

【SDGsとの関連】

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」という自殺対策の理念と「誰一人取
り残さない社会」というSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目
標）の理念は合致するものです。本計画は、SDGsの達成に向けた政策でもあります。



3 施策の体系

本市の自殺対策は、すべての地方公共団体で取り組むべき「基本施策」と、地域にお
ける自殺の実態を踏まえた「重点施策」で構成しています。

『基本施策』

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 自殺未遂者・自死遺族等の相談支援
- (5) 児童生徒への啓発と支援

『重点施策』

- (1) 高齢者への支援
- (2) 生活困窮者・無職者・失業者への支援
- (3) 子ども・若者・女性への支援
- (4) 労働者・経営者への支援

4 基本施策

基本施策 1
地域におけるネットワークの強化

自殺対策を総合的に推進するためには、行政や関係機関、団体など地域における多様な支え手が連携し、包括的な支援を行っていく必要があります。

様々な分野で展開されている既存のネットワークや地域での見守り活動が自殺対策の一翼を担っています。南陽市自殺対策推進本部を中心に意識啓発を図り、庁内及び地域における関係機関が密接な連携を取りながら対策に取り組めます。

取組み、活動等	内 容	担当課
南陽市自殺対策推進本部	市長を本部長として、関係課が中心となり、庁内全体で連携しながら自殺対策を推進する。	福祉課 関係課
置賜定住自立圏構想連絡会議	圏域における広域的な連携による自殺防止対策を担う担当者会議を開催する。	福祉課
地域自殺対策推進会議	関係機関と自殺対策に係る情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図る。	福祉課 県精神保健福祉センター・保健所
障がい者自立支援協議会	障がい者の地域生活を協働して支援していくため、障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等の関係機関が協議を行う。	福祉課
要保護児童対策地域協議会	関係機関が連携して被虐待児等の要保護児童への適切な支援を図る。	すこやか子育て課
地域での見守り活動の強化	民生委員・児童委員の協力のもと実施している地域における見守りを、各地区長の協力を得ながら、地域ぐるみで実施する。	福祉課 総務課

評価指標項目	現状値	目標値
南陽市自殺対策推進本部	1回／2年	1回／年

基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークや自殺対策のセーフティネットづくりは、それを担う人材がいてはじめて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策の要（かなめ）となる取組みです。

市民一人ひとりが、こころの健康問題や自殺の背景等について正しく理解し、身近な人や一人で悩みを抱えて困っている人のこころの危険信号に「気づき（声をかけ、話を聴いて）、（相談機関や専門家に）つなぎ、（その助言や指導を受けながら）見守る」ゲートキーパー（山形県では心のサポーターと呼んでいます）の養成を始めとした研修会を推進し自殺対策を支える人材の育成に努めます。

取組み、活動等	内 容	担当課
ゲートキーパー （心のサポーター） 養成講座の開催	ゲートキーパーの役割を学び活動できる人材を養成、育成する。 ○市民や各種団体、事業者等を対象に養成講座を開催する。 ○市職員向けに、職員研修の一環としてメンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修などを開催し、「気づき」ができる職員を育成する。	総務課 福祉課 （社会福祉協議会） すこやか子育て課 商工観光課
自殺対策推進研修会	自殺対策における支援者の資質向上のための研修等を実施する	県精神保健福祉センター

評価指標項目	現状値	目標値
ゲートキーパー養成講座等、メンタルヘルスに関する研修（一般市民・各種団体等）の参加者数	延べ186人 （令和2～6年度）	延べ200人 （令和7～11年度）

基本施策 3

市民への啓発と周知

自殺対策の取組みを広く地域に根づかせるため、自殺対策に関する周知啓発を図ることが極めて重要です。

自殺の現状や自殺対策に関する市民の理解を促進するため周知啓発を図るとともに、心身の健康づくりの正しい知識や行動、相談機関や相談窓口等について、様々な機会をとらえて広く市民に情報発信を行います。

取組み、活動等	内 容	担当課
市報、ホームページによる啓発	相談機関、相談窓口の周知 健康づくりの知識の普及、啓発	総務課 すこやか子育て課 福祉課
自殺対策強化期間における啓発	ポスターの掲示、デジタルサイネージ等による広報活動	福祉課
リーフレット等の配布	セルフケアの取組みや相談先の情報を掲載したリーフレットの作成・配付	福祉課
避難者への情報提供、相談受付	やまがた避難者支援協働ネットワーク交流相談会実行委員会に加盟し、避難者交流と個別相談（身体の健康に関する相談等）	総合防災課 社会福祉協議会
こころの健康に関する講演会	メンタルヘルスやゲートキーパー養成等の研修会を 賜定住自立圏構想の圏域住民を対象としてを開催する。	福祉課

評価指標項目	現状値	目標値
リーフレット等啓発物の作成	隔年で作成	隔年で作成

基本施策 4

自殺未遂者・自死遺族等の相談支援

自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。

自殺や自殺未遂が生じた場合に、家族や知人等に与える影響を最小限に止め、新たな自殺を発生させないため、速やかな支援が必要です。

取組み、活動等	内 容	担当課
心の健康相談	関係機関、家族等から相談対応やケース検討会の開催を支援する。	県精神保健福祉センター
いのちの電話	自殺予防を主な目的とした電話相談 023-645-4343 0570-783-556（ナビダイヤル）	山形いのちの電話
自死遺族相談等についての周知	県精神保健福祉センター等で実施する自死遺族相談等に関する周知を行う。	福祉課

基本施策 5

児童生徒への啓発と支援

児童生徒が命の大切さを実感できる「いのちの教育」や、いじめ防止対策の推進とともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。あわせて、身近にいる大人がそれを受け止め支援できる体制の強化に努めます。

取組み、活動等	内 容	担当課
児童生徒のSOSの出し方教育	困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげることができるよう学ぶ。	学校教育課 福祉課
子どもが出したSOSの受け止め方の知識普及	教職員や保護者等の大人を対象に、児童生徒が出したSOSを適切に受け止めるための知識を普及する。	学校教育課 福祉課
スクールカウンセラー、教育相談員	それぞれの専門職あるいは経験豊富な元教員を配置し、教育に関する相談に応じる。	学校教育課
スクール・ソーシャル・ワーカー、スクールソーシャルワークコーディネーターの配置	家庭や学校、友人、地域、専門機関、行政等とのつなぎ役を担い、問題の未然防止や早期発見を図る。	学校教育課
家庭児童相談員の配置	要保護児童やヤングケアラーなど問題を抱える児童生徒の適切な保護を図るため、各関係機関及び団体と連携して実態把握と支援を行う。	すこやか子育て課
言語治療教育事業	小学校就学前の子どもを対象に、言語聴覚士による言語に関する相談・指導・助言を行う	学校教育課
子供のSOS相談窓口	24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310	文部科学省

評価指標項目	現状値	目標値
SOSの出し方等児童生徒への啓発	1校/年	1校以上/年

5 重点施策

重点施策 1

高齢者への支援

本市の自殺者数の4割以上を60歳以上が占めています。この時期は、身体的な健康問題、経済的困難、配偶者や家族との死別や介護、地域社会とのつながりの希薄化など、自殺のリスクを高める要因が重なります。また、うつ病などの精神的な問題が適切に認識されず、支援につながらないケースも少なくありません。

地域の中で高齢者を孤立させない取組みとして、居場所や生きがいをづくりの推進、地域での支えあいや見守り活動を充実します。また、適切な医療・福祉サービスに繋ぐため、相談しやすい体制づくりに努めます。

居場所や生きがいをづくり

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
老人クラブの活動支援	老人クラブ活動を通して生きがいをづくり、仲間づくりを支援する。	福祉課
高齢者地域サロン	地域介護予防活動事業として、心身機能の維持向上や閉じこもり防止のため、地域の身近なところに交流の場を創出する。	福祉課 社会福祉協議会
地域介護予防活動拠点における活動	心身機能の維持向上、趣味や生きがいをづくり、仲間づくり、閉じこもり防止のため、拠点施設において所定の活動を行う。	福祉課
通所型サービスB	市内在住の高齢者を対象に、介護状態の悪化を予防するため、住民主体による通いの場を設置する。	福祉課
認知症カフェ	認知症高齢者やその家族、地域住民、介護従事者等が気軽に集える場所で、気分転換や参加者同士の交流、また情報交換や相談の機会を提供する。	福祉課

介護者の支援

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
高齢者総合相談	高齢者に関する相談全般（虐待を含む）	福祉課 地域包括支援センター
家族介護者交流激励事業	家族介護者を一時的に介護から開放し、相互交流や情報交換できる機会をつくり、リフレッシュしてもらおう。	福祉課

重度要介護者介護手当の支給	一定の要件を満たし、在宅で介護している介護者に対し月額5,000円の手当を支給する。	福祉課
---------------	--	-----

地域での見守り・支えあいの推進

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
民生委員児童委員活動	見守り活動を通して、何かあれば行政等の関係機関につないでもらう。	福祉課
社会福祉協議会活動	小地域福祉ネットワーク事業、ふれあい給食サービス事業、宅配給食サービスなど、見守りや助け合い活動を行う。	社会福祉協議会
新聞宅配時等の見守り	新聞がたまっているなどの気付きを行政等へ連絡・通報してもらう。	福祉課 新聞販売店等 事業者
認知症サポーターの養成	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職場で認知症や家族に対してできる範囲で手助けするサポーターを養成する。	福祉課
高齢者等緊急通報システム事業	一人暮らし等高齢者の緊急時の対応・安全確保のために通報受信センターと連絡できる機器の利用助成をする。	福祉課

負担軽減

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
低所得者保険料軽減事業	低所得者の介護保険料を軽減する。	福祉課
高額介護サービス費支給事業	介護サービスを利用した場合の自己負担額の上限額を上回った部分について支給する。	福祉課
高額医療・高額介護合算サービス費支給事業	介護サービスを利用した場合の自己負担額の上限額を上回った部分について支給する。	福祉課
住宅改修費支給事業	要介護（支援）認定を受け在宅生活を継続する中で手すり取り付けや段差解消等の住宅改修をする際の費用の助成を行う。	福祉課
福祉用具の購入助成事業	要介護（支援）認定を受け在宅生活を継続する中で衛生用品等の福祉用具を購入する際の費用の助成を行う。	福祉課

人工透析患者通院交通費助成事業	人工透析患者の通院交通費を助成する。	福祉課
-----------------	--------------------	-----

重点施策 2

生活困窮者・無職者・失業者への支援

本市では、無職者の自殺者数割合が6割を超えています。また、無職者のうち、「失業者」と「その他無職」が自殺者数全体の3割を占めています。

無職や失業状態に至った背景は、社会経済状況や雇用環境の悪化のほか、心身面の課題や障害、職場の人間関係などの問題から就労が困難になるなど、社会や個人の状況を踏まえた対応が求められます。

自立相談支援窓口など、課題に対応した相談窓口等と連携した適切な支援等を行っていくための取組みを充実させます。

生活困窮に関する支援等

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
生活困窮者就労準備支援事業	様々要因によりすぐに就労することが困難な方に対して、就労するために必要な基礎能力の形成を支援し、一般就労へのステップアップを後押しする。	福祉課
生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯等の生活の安定と社会参加の促進を図ることを目的に必要な資金の貸付を行う	社会福祉協議会
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者に対し、ハローワークによる就労相談・斡旋を行う。	福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮の状態から早期に脱却するための継続的な相談支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
住居確保給付金給付事業	生活困窮により住居を失う、または失う恐れのある者に家賃相当分の給付金を支給する。	福祉課
生活保護	国が定めた基準を下回る収入で、最低限の生活を営めない場合に公的扶助を行う。	福祉課
被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労相談や面接、ハローワークの同行により受給者の就労を支援する。	福祉課
消費生活相談	契約のトラブルや多重債務など消費生活に関する相談に応じる。	市民課

困りごと相談	市民生活上での困りごとや行政への要望などの相談に応じる。	市民課
無料法律相談	弁護士による、不動産、金銭、離婚、相続、交通事故、損害賠償、借地借家等の法律相談に応じる。	市民課

重点施策 3

子ども・若者・女性への支援

10歳～39歳における死因順位の1位が全国でも山形県でも「自殺」となっています。

この年代は、児童生徒や学生のほか、就労者もいれば、就学・就労状態にない者も含まれ、幅広く、その背景や状況は多様です。

また、妊娠等に伴う心身面への影響や、産後うつなど女性特有の問題もあります。その課題を踏まえた適切な対応が求められます。

こころの健康づくりはもとより、困りごとや生きづらさを感じた時に対応できる力を育む教育や、悩みや不安に対して相談しやすい体制の整備促進等、それぞれの特性に応じた支援を行います。

子ども・若者への支援

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
スクールカウンセラー、 教育相談員の設置	教育相談として、それぞれの専門職あるいは経験豊富な元教員を配置する。	学校教育課
山形県若者就職支援センター	若者の就職について、相談員、キャリアカウンセラー、産業カウンセラーが相談に応じる。	県雇用・産業 人材育成課
インターネット相談	インターネットを活用し、心の健康などの相談を受け付ける。	県精神保健 福祉センター
ひきこもり相談支援事業	本人や家族に対するきめ細やかな相談を継続的に行うとともに、関係機関の連携を図り適切な支援につなげていく。	置賜保健所
夢の教室事業	一流アスリートの実技と講義を交えた授業を通し、夢を持って進んでいこうとする心を育む。	学校教育課
情操教育推進事業	児童生徒の感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにする。また、道徳的な意義や価値観を涵養する。	学校教育課

不登校対策支援事業	スクール・ソーシャル・ワーカーおよびスクール・ソーシャル・ワーク・コーディネーターを配置し、小中学生やその保護者に対する教育相談体制の機会や登校しぶりや不登校の未然防止や早期解消を図る。	学校教育課
青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図るため、各層で構成する青少年育成市民会議の設置とあわせ、補導活動や環境浄化活動を実施する青少年補導センターを設置する。	社会教育課
若者サポート相談	公認心理師等が社会生活に生きづらさを抱える若者やその家族の相談を受け、適切な支援つなく。	福祉課
若者の自立のための居場所づくり事業	ひきこもり状態等にある若者に学校、家庭以外の居場所を提供し、社会参加への第一歩を支援する。	福祉課
要保護児童対策地域協議会	関係機関が連携して児童相談体制の充実と要保護児童の適切な保護を図る。	すこやか子育て課

女性（育児）支援

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
こども家庭センター事業	妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行う。	すこやか子育て課
母子健康手帳交付	母子健康手帳を交付しながら、様々な相談に応じる。	すこやか子育て課
E P D S エジンバラ産後うつ病質問表	E P D S を用いて産後うつ病や精神状態を把握する。	すこやか子育て課
産後ケア、産後サポート事業	産後不安の強い産婦に対して、助産師等により専門的な支援を行う。	すこやか子育て課
女性相談 母子・父子相談	離婚、DV、母子・父子家庭自立支援、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談に応じる。	すこやか子育て課
健康相談	保健師等が心身の健康相談に応じる。	すこやか子育て課

重点施策 4

労働者・経営者への支援

本市の有職者の自殺者の年代は幅広く、自営・家族従業者と被雇用者・勤め人の割合は同数となっています。

育児や介護等との両立の難しさや長時間労働や職場の人間関係、経済的な不安、経営上の責任といった社会的にも心理的にも負担や悩みが大きく、ストレスが強まります。自殺の原因となりうる様々なストレスの軽減に向け、経済に関する相談や仕事に関する相談など生きるための取組みを充実させます。

取組み、活動等	内 容	担当課 関係機関
未組織勤労者生活安定 資金貸付制度	勤労者の生活の安定のために、労働金庫が生活資金を貸付ける原資を市が預託する制度で、低金利での貸付を受けやすくする。	商工観光課
商工振興融資保証信用 補完事業	中小企業者の金融の円滑化を図るため、市が保証協会の保証料を補給する。	商工観光課
地域求人情報の発信	ハローワークの求人情報を提供するとともに、就労相談受付や取次ぎを行う。	商工観光課
山形県若者就職支援セ ンター	若者の就職について、相談員、キャリアカウンセラー、産業カウンセラーが相談に応じる。	県雇用・産業 人材育成課
経営指導員による相談	市商工会に経営指導員を設置し、中小企業者、小規模事業者の事業発展を支援する。	県中小企業振 興課
県中小企業労働相談事 業	労働全般の相談に応じ、解決に向けた助言を行うことで早期解決を図る。	県雇用・産業 人材育成課

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

行政の最大の責務は住民のいのちを守ることであり、自殺対策はその住民のいのちを守る取組みそのものです。

本市では、市長を本部長とし関係課長で構成する「南陽市自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策計画の策定やその進捗管理を図るなど、全庁的な取組みとして自殺対策を推進しています。

また、自殺対策を推進していくためには、行政だけではなく、各関係機関・団体などが連携・協働し、総合的に取り組む必要があります。

2 推進主体の基本的な役割

自殺対策を総合的に推進するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、共有しながら、相互の連携を図り協働できる仕組みを構築することが重要です。

本市の自殺対策において、それぞれの主体が果たすべき役割は、下記のとおりと考えます。

(1) 市の役割

自殺対策計画を策定し、市民に最も身近な立場から中長期的な視点を持って総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

市民一人ひとりがこころの健康づくりや自殺についての理解を深めるための周知啓発活動や、身近な人の心の悩みやこころの危険信号に気づき、対応できるゲートキーパー養成などの研修の機会確保に努めます。また、全庁をあげて各種相談の連携強化を図ります。さらに、市民や県、関係機関、民間支援団体、企業等と連携し、生きることの包括的な取組みの充実を図ります。

(2) 関係機関の役割（保健、医療、福祉、法律等の自殺対策に関する機関等）

保健、医療、福祉、教育、法律、労働など、様々な分野の関係機関は、相互の連携に向けた取組みを行うとともに、それぞれの専門的な立場から、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

(3) 学校の役割

教職員等に対する自殺予防に資する教育や、児童生徒のこころとからだの健康づくり、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるなど、生きる力を高めるための教育・啓発について、地域、関係機関と連携しながら取り組む必要があります。また、児童生徒がSOSを出しやすい環境の整備に取り組む必要があります。

(4) 民間支援団体の役割

自殺対策を推進していくには、行政のみならず継続した民間支援団体の取組みが重要です。直接的な自殺を予防する活動はもちろん、その他の取組みも「生きることの包括的な

支援」となることを理解し、他の主体とも連携・協働し、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

(5) 職場・企業の役割

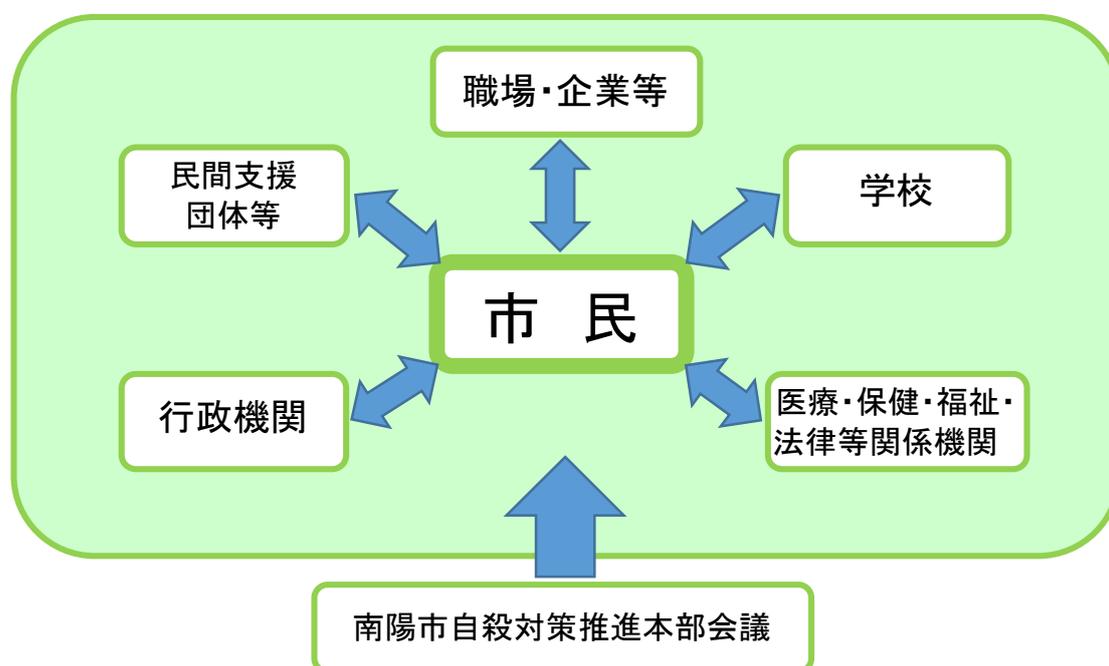
職場や企業では、従業者等の心の健康保持や生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を担うことを認識し、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺の防止など、働きやすい環境づくりを通して積極的に自殺対策に参画することが求められます。

(6) 市民の役割

自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策への理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることを理解することが重要です。

その上で、一人ひとりが心身の健康づくりに関する情報を積極的に取り入れながら、危機に陥った時は援助を求めることが大切であることを認識し、正しいセルフケア行動をとることができるよう努めることが求められます。

また、身近な人の心の悩みやこころの危険信号に気づき、適切に対処することができるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組むことが必要です。



第6章 資料

1 南陽市における相談窓口一覧（庁外の窓口を含む）

事業分類	事業名	事業概要	担当課
子育て	子育て世代包括支援センター	妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行う。	すこやか子育て課 県中央児童相談所
	そだちとこころの相談	子どもの発育・発達や、保育園・幼稚園・学校での生活についての相談に応じる。	
	発達個別相談	保健師や臨床心理士による、未就学児の保護者向けの発達に関する相談に応じる。	
	養育支援訪問	養育支援が必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関し指導、助言する。	
	おひさま広場	計測や写真撮影等を実施し気軽に子育て相談に応じるとともに母子の交流を図る。	
	家庭児童相談 女性相談 母子・父子相談事業	家庭児童相談員が、養育などの家庭内の様々な問題や、離婚、DV、母子・父子家庭自立支援、母子父子寡婦福祉資金貸付等について相談を受け、必要な支援を行う。	
教育	スクールカウンセラー 教育相談員の配置	それぞれの専門職あるいは経験豊富な元教員を配置し、教育に関する相談に応じる。	学校教育課
	言語治療教育事業	小学校就学前の子どもを対象に、言語聴覚士による言語に関する相談・指導・助言を行う	学校教育課
	不登校対策支援事業	教育相談室とは別に、小中学生やその保護者に対する教育相談体制の機会や登校しぶりや不登校の未然防止や早期解消を図るため、スクールソーシャルワークコーディネーターを配置	学校教育課
健康	健康相談	保健師が、からだやこころの健康相談に応じる。	すこやか子育て課
	心の健康相談	気分が落ち込む、酒のトラブル、ひきこもりなどの相談に応じる。	置賜保健所
	女性の健康相談	妊娠・避妊、不妊、婦人科疾患、更年期障害などの相談に応じる。	
	がん総合相談	電話相談、窓口相談、専門相談、出張相談を行う。	県がん総合相談支援センター
	インターネット相談	インターネットを活用し、心の健康などの相談を受け付ける。	県精神保健福祉センター

生 活	困りごと相談	市民生活上での困りごとや行政への要望などの相談に応じる。	市民課
	無料法律相談	弁護士による不動産、金銭、離婚、相続、交通事故、損害賠償、借地借家等の法律相談に応じる。	法テラス
	消費生活相談	契約のトラブルや多重債務など消費生活に関する相談に応じる。	置賜消費生活センター
	人権特設相談	人権擁護委員による「なんでも相談所」を開設し、家族間や近隣トラブルなど広範囲の困りごとの相談に応じる。	山形地方法務局米沢支局
	女性相談 男性相談	離婚、DV、母子・父子家庭自立支援などに関する相談に応じる。	すこやか子育て課 県男女共同参画センター チェリア
	若者相談	不登校やひきこもり、ニートなどの社会参加に困難を有する若者やその家族への支援を行う。	県若者活躍・男女共同参画課
	ひきこもり相談	本人や家族に対して継続的に関わり、関係機関と連携し適切な支援に結びつける。	置賜保健所 自立支援センター 巣立ち
	性暴力被害相談	性暴力被害に関する相談	県警察本部警察安全相談室
	ストーカー・DV相談	ストーカー・DVに関する相談	県警察本部生活安全企画課
	高齢者総合相談	高齢者に関する相談全般（虐待を含む）	福祉課 地域包括支援センター
	交通事故相談	交通事故に関する相談や助言の実施	市民課 県交通事故相談所
障がい	障がい児相談	お子さんの発達や障がいなどの相談に応じる。	すこやか子育て課
	障がい者相談	障がい者に関する相談全般に応じる。	福祉課
	障がい者虐待相談	障がい者虐待に関する通報、相談窓口の設置	福祉課
	障がい者相談員	市が委託する障がい者相談員による相談業務	福祉課
経 済	生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯等の生活の安定と社会参加の促進を図ることを目的に必要な資金の貸付を行う。	社会福祉協議会
	住居確保給付金給付事業	生活困窮により住居を失う、または失う恐れのある者に家賃相当分の給付金を支給する。	福祉課
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮の状態から早期に脱却するための継続的な相談支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会

経 済	生活保護	国が定めた基準を下回る収入で、最低限の生活を営めない場合に公的扶助を行う。	福祉課
仕 事	山形県若者就職支援センター	若者の就職について、相談員、キャリアカウンセラー、産業カウンセラーが相談に応じる。	県雇用・産業人材育成課
	地域求人情報の発信	ハローワークの求人情報を提供するとともに、就労相談受付や取次ぎを行う。	商工観光課
	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者に対し、ハローワークによる就労相談・斡旋を行う。	福祉課
	被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労相談や面接、ハローワークの同行により受給者の就労を支援する。	福祉課 社会福祉協議会
自殺 企図者 ・ 自殺 未遂者 ・ 自死遺族	心の健康相談	関係機関、家族等から相談対応やケース検討会の開催を支援する。	県精神保健福祉センター
	いのちの電話	自殺予防を主な目的とした電話相談 0 2 3 - 6 4 5 - 4 3 4 3	山形いのちの電話
	こどものSOS相談窓口	24時間子どもSOSダイヤル 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0	文部科学省
	子どもの人権110番	法務局の職員又は人権擁護委員が相談に応じる。 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0	法務省
	自殺未遂者相談支援	警察署が自殺未遂者やその家族の同意を得た上で保健所に情報提供し、保健所が主となり相談に応じるとともに、専門機関への紹介やケース検討会を実施し、自殺未遂者を支援する。	置賜保健所
	自死遺族支援	個別相談、遺族の集いの開催など自死遺族を支援する。	県精神保健福祉センター
その他	民生委員・児童委員	住民目線による相談、見守り等の実施	福祉課
	避難者支援	避難者相談の受付、関係機関への橋渡しの実施	総合防災課 社会福祉協議会

2 南陽市自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、本市における総合的な自殺対策を推進し、もって市民福祉の向上を図るため、南陽市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 本部は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、本部を代表し総理する。
- 3 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第124号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第115号）

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第124号）

別表

総務課長、みらい戦略課長、情報デジタル推進主幹、財政課長、税務課長、総合防災課長、市民課長、福祉課長、障がい支援主幹、すこやか子育て課長、農林課長、商工観光課長、観光振興主幹、建設課長、上下水道課長、管理課長、学校教育課長、社会教育課長
--

3 殺対策推進本部

○本部員

No.	役 職	職 名	氏 名
1	本部長	市 長	白岩 孝夫
2	副本部長	副市長	大沼 豊広
3	副本部長	教育長	堀 裕一
4	本部員	総務課長	長沢 俊博
5	本部員	みらい戦略課長	穀野 純子
6	本部員	情報デジタル推進主幹	佐野 毅
7	本部員	財政課長	島貫 正行
8	本部員	税務課長	板垣 幸広
9	本部員	総合防災課長	川合 俊一
10	本部員	市民課長	竹田 啓子
11	本部員	福祉課長	高橋 直昭
12	本部員	障がい支援主幹	佐藤 幸代
13	本部員	すこやか子育て課長	嶋貫 憲仁
14	本部員	農林課長	山口 広昭
15	本部員	商工観光課長	渡邊 正規
16	本部員	観光振興主幹	嶋貫 幹子
17	本部員	建設課長	加藤 善和
18	本部員	上下水道課長	遠藤 晃司
19	本部員	管理課長	鈴木 博明
20	本部員	学校教育課長	佐野 浩士
21	本部員	社会教育課長	大沼 清隆

○事務局

No.	役 職	職 名	氏 名
1	事務局	福祉課長補佐	菅野 武志
2	事務局	福祉課地域福祉係長	佐藤 貴子
3	事務局	福祉課地域福祉係主任	添川 望未